#### キルギス

# 商標法

「商標, サービスマーク及び商品原産地名称」に関するキルギス共和国法律 キルギス共和国法律 2003 年 2 月 27 日 #46 版

# 目次

- 第 I 節 一般規定
- 第1条 知的所有権分野における国家機関
- 第 II 節 商標及びサービスマーク
- 第2条 商標及びサービスマーク
- 第3条 商標の法的保護, 商標の排他権
- 第4条 絶対的登録拒絶理由
- 第5条 その他の登録拒絶理由
- 第 III 節 商標の登録
- 第6条 商標の登録出願
- 第7条 商標の優先権
- 第8条 商標出願の審査
- 第9条 予備審査
- 第10条 請求対象の標示の審査
- 第11条 出願に関する決定への審判請求及び徒過した期間の回復
- 第12条 商標の登録
- 第13条 登録に関する情報の公告
- 第14条 商標登録証の交付
- 第15条 商標の存続期間
- 第16条 登録に対する変更
- 第17条 外国における商標の登録
- 第 IV 節 団体標章
- 第18条 団体標章を受ける権利
- 第19条 団体標章の登録
- 第 V 節 商標の使用
- 第20条 商標の使用及び使用しない場合の結果
- 第21条 警告マーク
- 第23条 商標の使用に関するライセンスの付与
- 第24条 商標の譲渡契約及びライセンス契約の登録
- 第 VII 節 法的保護の終了

- 第25条 商標登録の無効
- 第26条 商標登録の取消
- 第 VIII 節 商品の原産地名称
- 第27条 商品の原産地名称
- 第28条 法的保護の発生
- 第 IX 節 商品原産地名称の登録及び使用する権利の付与
- 第29条 商品原産地名称の登録及び使用する権利の付与を求める出願
- 第30条 出願の審査
- 第31条 出願に関する決定に対する不服申立及び徒過した期間の回復
- 第32条 商品原産地名称の登録及び商品原産地名称を使用する権利の証明書の付与,商品原
- 第34条 登録簿及び証明書に対する修正
- 第35条 外国における商品原産地名称の登録
- 第 X 節 商品原産地名称の使用
- 第36条 商品原産地名称の使用
- 第37条 警告マーク
- 第 XI 節 商品原産地名称の法的保護の終了
- 第38条 商品原産地名称の登録及び商品原産地名称を使用する権利の証明書の無効
- 第 XII 節 最終規定
- 第39条 手数料
- 第40条 本法の施行に関する紛争の検討
- 第41条 商標及び商品原産地名称の不法使用についての責任
- 第42条 外国の法人及び自然人の権利
- 第43条 国際協定
- 第44条 本法の施行

# 第 I 節 一般規定

# 第1条 知的所有権分野における国家機関

知的所有権分野における授権された国家機関(以下「キルギス特許庁」という)は、本法に従って、キルギス共和国における商標、サービスマーク及び商品原産地名称の保護の分野における共通の国家政策を実施し、商標及びサービスマークに係る登録出願並びに商品原産地名称の登録及び使用の権利取得に係る出願を審査のために受理し、審査手続を実行し、国家登録を行い、登録証(証明書)を発行し、公式データを公告し、本法の使用に関する規則及び説明を発出し、さらに、キルギス共和国政府により承認されたそれに関する規則に従って、商標、サービスマーク及び商品原産地名称に関するその他の職務を遂行する。

商標,サービスマーク及び商品原産地名称の法的保護の分野でのキルギス特許庁の活動を改善するために、キルギス特許庁の下に審判委員会が設置されており、これは、前記事項に関して生じる紛争を、その権限により審理する最初の義務機関である。審判委員会は、キルギス特許庁の定める指令に従って審判請求を精査する。

キルギス特許庁の活動を賄う財源は、共和国予算、特許手数料並びにキルギス特許庁が提供 する役務及び資料への支払及びその他の予算外資金である。

# 第 II 節 商標及びサービスマーク

# 第2条 商標及びサービスマーク

商標及びサービスマーク(以下「商標」という)とは、ある法人又は自然人の商品及びサービスを他の法人又は自然人の商品又はサービス(以下「商品」という)から識別することができる標示をいう。

登録証は登録された商標について発行される。登録証は,登録証に明示された商品に関して, 商標の優先性, 商標所有者の排他権を証明する。

言葉, 視覚による標示, 立体及びその他の標示又はそれらの組合せは, 商標として登録する ことができる。

商標は、色彩付きで、又は色の組合せで登録することができる。

商標が適用される商品の性質は、商標登録の障害となるものであってはならない。

本法は、視覚的に識別不可能なもの、並びに音響及び嗅覚標章には適用することができない。

# 第3条 商標の法的保護, 商標の排他権

キルギス共和国における商標の保護は、本法に定める方法による国家登録に基づき、又はキルギス共和国の国際協定により付与される。

商標は、企業活動を行う法人名、自然人名の何れでも登録することができる。

商標の所有者は、商標を使用し又は処分すること、及び他人がそれを利用するのを禁じることの排他権を有する。何人も、所有者の許可なしにキルギス共和国において商標を使用する権利を有さない。ある商標について、当該商標と同一目的で又は同一商品について、許可なく製造、使用、輸入、販売申出、販売若しくは市場への導入をし、又は貯蔵した場合、又は類似商品に関して、混同を招く虞のある程類似した標示について同様の行為をした場合は、商標所有者の権利の侵害と認められる。

商標に係る排他権は、商標国家登録簿(以下「登録簿」という)への商標登録に関する情報がキルギス特許庁の発行する公報で公告された日から生じる。

所有者の商標と同一又は混同を招く虞のある程類似した標示をインターネットのウェブサイトで許可なく使用することも商標権の侵害と認められる。商標又は混同を招く程類似した表示のインターネットのウェブサイトでの使用に係る規定は、キルギス共和国政府により定められる。

# 第4条 絶対的登録拒絶理由

次の標示のみから成る商標は、登録を認められない。

- (1) 識別性がないもの
- (2) 国の紋章, 旗章又は記章, 国の公式名称, 記章, 国際機関の略称又は完全名称, 公式, 監督, 保証, 検定刻印, 印章, 賞その他の栄誉標章又は混同を招く虞のある程それらと類似したもの。当該標示は, 権限を有する団体又は所有者の同意がある場合は, 非保護要素として商標に含めることができる。
- (3) ある種の商品の標示として一般化したもの
- (4) 用語及び記号を標章として使用することが提案されている商品について,当該用語及び記号が一般的に受け入れられたものである場合

(5) 製品の外観, 品質, 数量, 特性, 目的, 価値, 並びにその製造又は販売の場所及び時期を示すもの

第1段落の(2),(3),(4)及び(5)にいう標示は、それらが支配的位置を占めるのでない限り、 非保護要素として商標に含めることができる。

次の標示は、商標又はその要素として登録することが認められない。

- (1) 商品又はその製造者に関して虚偽であり、又は消費者を誤認させるもの
- (2) キルギス共和国の国際協定により保護されたぶどう酒又は強度のアルコール飲料の原産地の指摘を表示し又は含むもの(ただし,当該標示が,示された場所を原産地としないぶどう酒又は強度のアルコール飲料について用いられていることを条件とする),及び外見上は商品の真の生産地を示すが,他地域を原産地とする商品であるとの誤った印象を与えるもの
- (3) 公益, 人道的原理及び倫理に反するもの

#### 第5条 その他の登録拒絶理由

次のものと同一であるか、又は混同を招く虞のある程類似した標示は、類似した商品について商標として登録できない。

- (1) 類似の商品に関してキルギス共和国において他人名義で登録され又は出願された先の商標であって、先の優先権を有するもの
- (2) 同一若しくは類似の活動又は商品及びサービスに関して、キルギス共和国において登録され又は出願された企業名称
- (3) キルギス共和国の国際協定により登録なしに保護された他人の商標次のものと同一であるか、又は混同を招く虞のある程類似した標示は、如何なる商品についても商標として登録できない。
- (1) 定められた方法で、キルギス共和国領域内における周知商標として認知されているもの。商標の周知基準及び周知認識の方法は、キルギス共和国政府により定められる。
- (2) 本法に従って保護される原産地名称。ただし、当該名称を使用する権利を有する者の名義で登録された商標に非保護要素として含められる場合を除く。

次のものを複製する標示は、商標として登録できない。

- (1) キルギス共和国領域内において類似の商品に関して知られた企業名称(又はその一部)であって、類似商品に関する商標出願の優先日前に当該標示に係る権利を取得した他人に属するもの
- (2) 科学, 文学及び美術作品又はその一部の名称であって, 著作権所有者又はその法律上の 承継人の同意を得ていないもの
- (3) 有名人の名,姓,筆名及びその派生物,肖像及び複製であって,それらの者,その相続人の同意を得ておらず,また,当該標示がキルギス共和国の歴史的,文化的財産である場合は、キルギス共和国政府の許可を得ていないもの
- (4) 権利がキルギス共和国の他人に属する工業意匠。ただし、工業意匠が商標登録出願に比して最先の優先権を有することを条件とする。

# 第 III 節 商標の登録

# 第6条 商標の登録出願

商標の登録出願(以下「出願」という)は、企業活動を行う自然人又は法人(以下「出願人」という)が、キルギス特許庁に対してしなければならない。

出願は、キルギス特許庁に登録された特許代理人又はその他の代理人を通じて行うことができる。

恒常的にキルギス共和国外に居住する外国法人若しくは自然人又はその特許代理人/弁護士は、キルギス特許庁に登録された特許代理人を通じて商標登録に関する手続を遂行しなければならない。

特許代理人又はその他の代理人の権限は、商標登録証を請求する名義人が交付した委任状に より証明されなければならない。

キルギス特許庁は、特許代理人の認証及び登録の規則を定め、それを実現する。

出願は、1の商標のみに係るものでなければならない。

出願には次を含める。

- (1) 出願人及びその居住場所又は宛先の表示を付した、商標としての標示の登録願書
- (2) 請求対象の標示
- (3) 商標登録を請求する商品及びサービスの一覧。これは、標章の登録に関する商品及びサービスの国際分類の類に従って分類する。

出願は、キルギス語又はロシア語で提出する。

出願には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 所定の額の手数料の納付を確認する書類
- (2) 請求対象の標示の説明
- (3) 団体標章の出願である場合は、団体標章の使用規約

本条第7段落に規定する書類をキルギス特許庁が受領した日を出願日とする。書類が同時提出されない場合は、最後の書類の受領日を以て出願日とする。

出願に添付する書類は、キルギス語又はロシア語で提出する。

キルギス特許庁は、出願書類に係る要件を定める。

# 第7条 商標の優先権

商標の優先権は、第6条の要件を満たす出願がキルギス特許庁に提出された日に成立する。 商標の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国において最初の出願が提出された日に成立する(条約優先権)が、ただし、当該日から6月以内にキルギス特許庁に出願がされていることを条件とする。最初の出願の出願日は、この期間の計算には含めない。

工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の1の領域で開催された公式又は公認の国際博覧会における展示物に関する商標の優先権は、博覧会における展示開始日に成立する(博覧会優先権)が、ただし、当該日から6月以内にキルギス特許庁に出願がされていることを条件とする。

条約優先権又は博覧会優先権の権利を利用しようとする出願人は、商標出願と同時に、又は キルギス特許庁による出願の受領日から2月以内にその旨を表明して、当該主張の正当性を 証明する必要書類を添付するか、又はキルギス特許庁による出願の受領日から3月以内にこ れらの書類を提出しなければならない。

商標の優先権は、キルギス共和国の国際協定に従う商標の国際登録の日に成立することもあり得る。

#### 第8条 商標出願の審査

出願の審査はキルギス特許庁が行うが、これには予備審査及び請求対象の標示の審査が含まれる。

決定が下される前の審査中に、出願人は、出願資料の追加、明確化又は訂正をする権原を有する。

追加資料が、出願時の出願に含まれていない商品の指定を含み、又は請求対象の表示を著し く変更するものである場合は、当該資料は審査のために受理されない。

出願は、審査手続中であって登録簿への商標登録日の前であればいつでも、出願人の請求に より取り消すことができる。

# 第9条 予備審査

出願の予備審査は、キルギス特許庁への出願日から1月中に行われる。予備審査中は、第2条第3段落及び第6条に規定する必要書類の構成が審査される。

予備審査中,追加資料を提出する必要性に関する要請を出願人に送付することができる。当該要請に対する応答は、2月以内に提出されなければならない。出願人の請願により、合理的な理由及び該当する手数料の納付に基づき、キルギス特許庁は、この期間を6月まで延長することを認めることができる。

出願人がこの期間を無視し、又は要請に応答しなかった場合は、出願は取り消されたものとみなされる。

予備審査の結果に基づいて、出願を検討のために受理するか又は拒絶するかの決定が下される。

拒絶決定に関する通知は、出願人に送付される。

検討のための出願受理及び予備審査の肯定的結果並びに出願日に関する決定は、出願人に送付される。

# 第10条 請求対象の標示の審査

請求対象の標示の審査は、予備審査の完了後、出願日から起算して12月以内に行われる。 審査においては、請求対象の標示が第2条第1段落、第4条及び第5条に定める要件を満た しているか否かがチェックされ、第7条に従って商標優先権が確定される。

審査の結果に従って、商標の登録又は登録拒絶の決定が下される。

審査の如何なる段階においても、キルギス特許庁は、出願人に対し、審査の遂行に不可欠な 追加資料を提出するよう要求する権利を有する。

審査上の要求による追加資料は、要求受領日から2月以内に提出しなければならない。2月期間満了前に、出願人の請求により、合理的理由及び該当する手数料の納付に基づいて、要求に対する応答期間は延長することができるが、12月を超えないものとする。

出願人が所定の期間を無視し、又は審査上の要求に対して応答しなかった場合は、出願は取り消されたものとみなされる。

審査中に、商標の登録を拒絶する予備決定を下すことができる。

出願人は、予備決定受領日から2月以内に予備決定に対する応答を提出することができる。 出願人の請求により、この期間は、当該請求がこの期間の満了前に受領されることを条件と して、延長することができる。予備決定に対する応答の提出は、12月を超えない範囲で延長 される。

出願人が所定の期間を無視し、又は予備決定に応答しなかった場合は、商標の登録を拒絶する決定が下される。

#### 第11条 出願に関する決定への審判請求及び徒過した期間の回復

出願人は、予備審査の決定又は請求対象の標示の審査の決定に合意しない場合は、決定の受領日から3月以内に、キルギス特許庁の審判委員会(以下「審判委員会」という)に審判請求を提出することができる。審判委員会は、審判請求受領日から4月以内に審判請求を検討しなければならない。

審判委員会の決定に対しては、出願人は、その受領日から6月以内に裁判所に上訴することができる。

出願人は、審査決定に示された書類を閲覧する権原を有する。

出願人は、審査決定の受領後1月以内に当該書類の写しを請求することができる。

第9条第2段落及び第10条第5段落並びに本条第1段落及び第4段落に規定する期間であって出願人が徒過したものは、満了日後2月以内の出願人の請求により、キルギス特許庁が回復させることができる。ただし、有効な理由及び手数料の納付が確認されていることを条件とする。

#### 第12条 商標の登録

キルギス特許庁は,所定の手数料納付を証明する書類の受領後1月以内に,商標登録に関する決定に基づいて,商標を登録簿に登録する。

手数料は、出願人が商標登録に関する決定を受領した日から2月以内、又は追加手数料納付を条件として所定の2月期間満了日から3月以内に納付しなければならない。キルギス特許庁は、登録簿に記入する方法及び情報一覧を決定する。

# 第13条 登録に関する情報の公告

商標の登録に関する情報であって登録簿に記入されたものは、商標の登録簿への登録日後又は登録簿における商標登録に関する変更日後6月以内に、キルギス特許庁により公報で公告される。

#### 第14条 商標登録証の交付

商標登録証は、公報での商標公告日から3月後にキルギス特許庁により交付される。 登録証の様式及びそこに記載すべきデータの構成は、キルギス特許庁が決定する。

#### 第15条 商標の存続期間

商標登録は、キルギス特許庁への出願日から10年間有効である。

存続期間は、出願人がその最後の年内に請求を提出することにより、手数料納付を条件とし

て毎回更に 10 年延長することができる。出願人は、請求により、追加手数料納付を条件として、登録期間満了後 6 月の猶予を与えられる。

商標存続期間の延長記録は、キルギス特許庁により登録簿及び商標登録証に記入される。

# 第16条 登録に対する変更

商標の所有者は、次のものに関する変更についてキルギス特許庁に通知しなければならない。 すなわち、商標所有者の名称、姓、個人名又は父称、商標が登録されている商品の一覧の縮 減、商標の一定要素についてその本質を変えることのない変更、及び商標登録に関するその 他の変更。

商標が登録されている商品の一覧を補充する必要性がある場合は,新規出願の登録を要する。 変更は,該当する手数料が納付されることを条件として,登録簿及び商標登録証に記入される。

キルギス特許庁は、出願人の過誤によることなく登録簿及び商標登録証に生じた明白かつ技 術的な間違いの訂正を、如何なる手数料の納付もなしに行うものとする。

# 第17条 外国における商標の登録

キルギス共和国の法人及び自然人は、外国において商標を登録し、又は国際登録を遂行する 権原を有する。

商標の国際登録出願は、キルギス特許庁を通じて提出する。

# 第 IV 節 団体標章

# 第18条 団体標章を受ける権利

組合,経済団体,事業及びその他の法人連合を代表する法人(以下「団体」という)は,それらが製造し,販売する商品であって,統一された品質その他の共通の特徴を有するものの標示について団体標章の出願をすることができる。

#### 第19条 団体標章の登録

団体標章の登録は、第12条に従って行われる。これに加えて、登録簿及び商標登録証には、 団体標章を使用する権利を有する法人に関する情報、使用規約及びその日付への言及が付加 される。これらのデータは、キルギス特許庁の公報で公告される。団体標章の所有者は、団 体標章使用規約の変更についてキルギス特許庁に通知しなければならない。

団体標章出願には、名称に関するデータを含む使用規約、標章を使用する権利を有する法人の一覧、その登録の目的、団体標章により指定される商品の一覧及び統一された品質その他の共通の特徴、並びに当該標章の使用条件、その使用の監視方法、団体標章使用規約の違反に対する責任を含めなければならない。

団体標章が共通の品質その他の特徴を有さない商品に使用される場合は、その登録の効力は、 何人かの申請により受理された裁判所の判決に基づいて、期限前に完全に又は部分的に終結 することがある。

# 第 V 節 商標の使用

# 第20条 商標の使用及び使用しない場合の結果

商標は、商標所有者又は第23条に従うライセンス契約により権利を付与された者が、商標が登録されている商品及び/又はその包装に使用した場合は、使用されたとみなされる。

商標はまた,商品及び/又はその包装で使用されない有効な理由がある場合において,広告, 印刷物,公式の様式,看板で使用され,キルギス共和国で催された博覧会及び展示会での展 示中に使用されたときも,使用されたとみなされる。

商標はまた、インターネットのウェブサイト又はリンクで使用された場合も、使用されたと みなすことができる。

仲介業務に従事する法人及び自然人は, 商品の製造者の商標と共に, 又は契約に基づいて後者の商標に代えて, 自己の固有の商標を使用することができる。

商標登録の効力は、何人かの請求により、登録日から3年間商標が不使用であること、又は不使用の指摘前の3年間不使用であることに関して裁判所決定が発せられた場合は、期限前に完全に又は部分的に終結させることができる。

不使用による商標登録の期限前終結に関する問題の決定に際し、商標の所有者が、商標の不使用は商標が登録されている商品についての国の定める制限を含めて、自己の統制範囲を超える事情によるものであったことの証拠を提出したときは、その証拠を考慮に入れることができる。

### 第21条 警告マーク

商標の所有者は、ローマ字の R 若しくは(r)、又は言葉による「登録商標」を商標の傍に付し、 キルギス共和国において登録された商標である旨の警告マークとすることができる。

# 第 VI 節 商標の移転

# 第22条 商標の譲渡

商標の所有者は、商標が登録されている商品のすべて又は一部に関して、該当する製造又は その一部と共に、契約に基づいて商標を法人又は自然人に譲渡することができる。

契約に基づく譲渡は、それが製品、その品質又はその製造者に関して消費者に混同を生じさせる虞のある場合は、認められない。

団体商標は、他人に譲渡することができない。

# 第23条 商標の使用に関するライセンスの付与

商標を使用する権利は、登録の対象である1の、いくつかの又はすべての製品に関して、ライセンス契約に基づき、商標所有者(ライセンサー)が他人(ライセンシー)に付与することができる。

ライセンス契約は、ライセンシーの商品の品質がライセンサーのそれに比して劣らない旨、 及びライセンサーがこのことの履行を監督する旨の規定を含まなければならない。 団体商標は、ライセンス契約の対象とならない。

#### 第24条 商標の譲渡契約及びライセンス契約の登録

商標の譲渡契約及びライセンス契約は、キルギス特許庁で登録され、登録日から発効する。 これらの契約は、登録がない場合は無効とみなされる。

キルギス特許庁は、契約が第22条及び第23条の要件を満たしていない場合は、これを登録しない。

契約の登録には、所定の手数料を納付しなければならない。

# 第 VII 節 法的保護の終了

# 第25条 商標登録の無効

商標の登録は、第4条に定める要件に反して行われている場合は、その全有効期間に亘り完全に又は部分的に無効とみなされる。

商標の登録は、第5条に定める理由に基づき、公報における商標登録情報の公告の日から5年中に完全に又は部分的に無効とみなすことができる。この規定は、不当に登録され又は使用されている商標には適用されない。

商標の登録は、当該登録が第3条第2段落に定める要件に反してなされている場合は、全有 効期間に亘り完全に無効とみなすことができる。

何人も、本条第1段落にいう期間内に商標登録に対して審判委員会に不服申立をすることができる。商標登録に対する不服申立は、その受領日から4月内に審査されなければならない。 審査委員会の決定に対しては、出願人は、その受領日から6月以内に裁判所に上訴することができる。

# 第26条 商標登録の取消

キルギス特許庁は,次の場合に商標の登録を取り消す。

- (1) 第15条に規定する有効期間の終了に関する場合
- (2) 第19条第3段落に従い,共通の品質その他の共通の特徴を有さない商品について団体標章を使用したことによる有効期間の早期終結に関する裁判所決定に基づく場合
- (3) 第20条第5段落に従い,商標を使用しないことによる有効期間の早期終結に関する裁判所決定に基づく場合
- (4) 法人の解散又は自然人の企業活動の終了の場合,商標所有者に承継人がない場合において,有効期間の早期終結に関するキルギス特許庁決定に基づくとき,及び裁判所への上訴の場合は裁判所決定に基づくとき,
- (5) 商標が一定の種類の商品の標示として一般化している標示に変化した場合において、裁判所決定に基づくとき
- (6) キルギス特許庁に提出した自己の申請に基づき商標所有者が拒絶した場合 本条(1),(4)及び(6)に従ってその有効期間を終了する商標は,有効期間終了後3年間は,新 たな者の名義で登録することができない。

# 第 VIII 節 商品の原産地名称

# 第27条 商品の原産地名称

商品の原産地名称とは、商品を表示するのに使用される国、居留地、場所又はその他の地理的地域(以下「地理的対象」という)の名称であって、その商品の特性が、専ら又は主として、当該地理的場所の自然条件若しくは人的要因により決定され、又はその両者により同時に決定されるものをいう。

商品の原産地名称は、地理的対象の歴史的名称とすることができる。

如何なる標示も、それ自体地理的対象を表示し又はそれを含むが製造場所に関係しない一定 の種類の商品の標示としてキルギス共和国内で一般的に使用されている場合は、商品の原産 地名称として認められない。

# 第28条 法的保護の発生

キルギス共和国における商品の原産地名称の保護は、本法に定める規則に従って、又はキルギス共和国の国際協定による登録に基づいて生じる。

商品の原産地名称は法により保護される。

商品の原産地名称は、1 又は複数の法人又は自然人が登録することができる。商品の原産地 名称を登録した者は、同人が製造した商品が第27条第1段落に規定する要件を満たす場合は、 その名称を使用する権利を取得する。

所定の状態で登録された同一の商品原産地名称を使用する権利は、同一の特性を備えた商品を製造する同一の地理的場所に所在する如何なる法人又は自然人にも付与することができる。 商品原産地名称の登録は、無期限に有効である。

# 第 IX 節 商品原産地名称の登録及び使用する権利の付与

# 第29条 商品原産地名称の登録及び使用する権利の付与を求める出願

出願人は、商品原産地名称の登録、及びそれを使用する権利又は既に登録されている商品原産地名称を使用する権利の付与を求める出願(以下「出願」という)を、独自に又は特許代理人を通じて、キルギス特許庁にしなければならない。

出願は、1の商品原産地名称に関わるものでなければならない。

出願には次を含める。

- 商品原産地名称の登録,及びその使用の権利の付与又は既に登録されている商品原産地名称を使用する権利の付与を求める願書であって、出願人及びその住所を表示したもの
- 対象となる標示
- 登録及び商品原産地名称を使用する権利又は既に登録されている商品原産地名称を使用する権利の付与を求める商品の種類(製造場所(地理的場所の範囲)の指摘を添えて)
- 製品の特性の説明

出願は、キルギス語又はロシア語で提出する。

出願には,次の書類を添付する。

- 所轄機関の陳述書であって、出願人は指定された地理的対象に所在し、当該地理的対象の自然条件若しくは人的要因又はその両者により特性が決定される商品を製造している旨のもの
- 外国の出願人の場合は,商品の原産国における請求された原産地名称についての自己の権利を証明する書類
- 一定められた額での手数料の納付を証明する書類

本条第3段落に規定する書類のキルギス特許庁による受領日,また,当該書類が同時に提出されない場合は,最後に提出された書類の受領日が出願日とみなされる。

出願に添付される書類は、キルギス語又はロシア語で提出する。書類が他の言語で提出される場合は、キルギス語又はロシア語の翻訳文を含めなければならない。

前記出願書類についての要件は、キルギス特許庁がこれを定める。

#### 第30条 出願の審査

キルギス特許庁は、予備審査及び請求された標示の審査を含めて、出願の審査を実行する。 出願人は、出願に対して、出願内容を変更しない追加、明確化及び補正を、追加の納付なし に出願日から2月以内に行う権原を有する。追加資料が出願内容を変更する場合は、審査の ために受理されず、出願人はそれを独立の出願とすることができる。

審査中に、キルギス特許庁は、審査手続に不可欠な追加資料を提出するよう出願人に要請する権利を有する。

要求された資料は、要請の受領日から2月以内に提出されなければならない。有効な理由及び該当する手数料の納付を伴って出願人からの請求があったときは、キルギス特許庁は、この期間の6月間の延長を許容する。出願人が前記期間を守らず、又は審査上の要請に応答しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

キルギス特許庁への出願から1月の満了後に、出願の予備審査が行われる。予備審査の過程 では、必要書類の構成、様式の正確性、第29条に規定する手数料の納付が審査される。 出願人は、書面での請求により、請求提出日から1月の満了前に予備審査の開始を求めることができるが、この場合、出願人は本条第2段落に規定する権利を失う。

予備審査の結果に基づいて、出願は検討のために受理されるか、又は受理の拒絶決定が下される。

出願人は、原産地名称の登録出願が拒絶された旨の通知を受ける。

出願人は,予備審査の肯定的結果及び第29条に従って確定される出願日について通知を受け, また,出願が検討のために受理された旨の通知を受ける。

出願が検討のために受理され次第,請求された標示が第27条に定める要件を満たしていることの審査が行われる。

キルギス特許庁は、審査の結果に基づいて、商品原産地名称の登録及びそれを使用する権利の付与の決定若しくは商品原産地名称の登録及びそれを使用する権利の付与の拒絶、又は既に登録されている商品原産地名称を使用する権利の付与の決定若しくはそれを使用する権利の付与の拒絶を行う。

出願人は、検討の如何なる段階においても出願を取り下げることができる。

# 第31条 出願に関する決定に対する不服申立及び徒過した期間の回復

出願人は、予備審査の決定又は請求された標示の審査決定に合意しない場合は、決定受領後3月以内に、審判委員会に異論を提出する権利を有する。異論は、その受領日から4月以内に審判委員会により審査される。

審判委員会の決定に対しては、出願人は、その受領日から6月以内に裁判所に上訴することができる。

第30条第4段落及び本条第1段落に規定する期間であって出願人が徒過したものは,その満了から2月以内に有効な理由の証拠及び手数料の納付を伴って出願人の請求があったときは, キルギス特許庁がこれを回復させることができる。

# 第 32 条 商品原産地名称の登録及び商品原産地名称を使用する権利の証明書の付与、商品 原産地名称の登録及びそれを使用する権利の付与に関する情報の公告

商品原産地名称の登録及び所定の手数料納付の条件の下でそれらを使用する権利の付与についての審査の決定に基づき、キルギス特許庁は、キルギス共和国の商品原産地名称国家登録簿(以下「登録簿」という)に商品原産地名称を登録する。

キルギス特許庁は、登録簿に記入する方法及び一覧を決定する。

出願人が商品原産地名称の登録に関する審査の決定を受領してから2月以内,又は所定の2月満了日後追加手数料の納付を条件として3月以内に,手数料を納付しなければならない。登録簿に記入された,商品原産地名称の登録及び使用する権利の付与に関する情報は,登録簿への記入日から3月以内にキルギス特許庁により公報で公告される。

キルギス特許庁は、3月の満了後及び公報での公告後に証明書を発行する。

キルギス特許庁は、証明書の様式及びそれに記載されるデータの構成を定める。

# 第33条 商品原産地名称を使用する権利の証明書の有効期間

証明書は、キルギス特許庁への出願日から10年間有効である。

証明書の有効期間は、証明書所有者の申請により、かつ、所轄機関からの、証明書所有者は

所与の地理的場所に所在し、証明書に記載された特性を有する商品を製造していることを証明する旨の陳述書の提出を条件として、延長することができる。

延長申請は、証明書の有効期間の最終年中に提出しなければならない。

証明書の有効期間は、毎回10年間延長される。

証明書所有者の請求により、証明書の有効期間延長のために、所有者は、追加手数料の納付を条件として証明書の有効期間満了後6月の期間を与えられる。

キルギス特許庁は、証明書の有効期間延長の記録を、登録簿及び証明書に記入する。

#### 第34条 登録簿及び証明書に対する修正

証明書の所有者は、その名、姓又は父称の変更、並びに商品原産地名称の登録及びそれを使用する権利に関する他の変更についてキルギス特許庁に通知しなければならない。

変更の記録は、手数料の納付を条件として、登録簿及び証明書に記入される。

出願人の過誤によるものでない明白かつ技術的な間違いの訂正は、登録簿及び商品原産地名 称を使用する権利の証明書について、手数料の納付を要することなくキルギス特許庁がこれ を行う。

# 第35条 外国における商品原産地名称の登録

キルギス共和国の法人及び自然人は、外国において商品原産地名称を登録する権利を有する。 外国における商品原産地名称の登録出願は、キルギス共和国におけるその登録及び商品原産 地名称を使用する権利の取得後に提出する。

# 第 X 節 商品原産地名称の使用

# 第36条 商品原産地名称の使用

商品原産地名称の使用とは、商品、包装、広告、趣意書、様式及び商品の市場導入に関するその他の書類でのその使用であるとみなされる。

商品原産地名称の使用とは、インターネットのウェブサイト又はリンクでのその使用である とみなされる。

証明書を有さない者は、商品の真の原産地が表示されており、又は標示が翻訳により若しくは「kind」、「type」、「imitation」等の表現と組み合わせて使用されている場合であっても、登録された商品原産地名称を使用することは認められず、また商品の原産地及び特性に関して消費者の誤認を招く虞のある、同一商品についての類似した名称を使用することも認められない

証明書の所有者は、他人に対して商品原産地名称の使用に係るライセンスを許諾する権利を 有さない。

# 第37条 警告マーク

証明書の所有者は、言葉による指定「登録済商品原産地名称」又は「Reg. HΠMT」(これは、 キルギス共和国において登録された商品原産地名称を示すものである)の形式で、商品原産地 名称の傍らに警告マークを付すことができる。

# 第 XI 節 商品原産地名称の法的保護の終了

# 第38条 商品原産地名称の登録及び商品原産地名称を使用する権利の証明書の無効

商品原産地名称の登録は、それが本法に定める要件に反してなされている場合は、全有効期間中無効とすることができる。

商品原産地名称使用の証明書は、それが本法に定める要件に反して交付されている場合、又は商品原産地名称の登録が取り消された場合は、無効とすることができる。

第1段落及び第2段落に規定する理由に基づいて、何人も、商品原産地名称の登録に対する 異議申立を審判委員会にすることができる。異議申立は、受領日から4月以内に検討される。 申立人及び証明書所有者のいずれも、異議申立の検討に参加する権利を有する。

審判委員会の決定に対しては、申立人は、決定受領日から6月以内に裁判所に上訴することができる。

# 第38-1条 商品原産地名称の登録及び商品原産地名称を使用する権利の証明書の終了

商品原産地名称の登録の効力は、次の場合に終結させることができる。

- 特定の地理的場所の特徴的条件が消滅し、登録簿に記載された特性を有する商品の製造が 不可能になった場合
- 外国の法人又は自然人が,商品の原産国において特定の商品原産地名称に係る権利を喪失 した場合

商品原産地名称を使用する権利の証明書の効力は、次の場合に終結させることができる。

- 本条第1段落に規定する理由により商品原産地名称の登録が終了した場合
- 第33条に規定する有効期間が満了した場合
- 法人が解散した場合, 又は自然人の企業活動が終了した場合
- 証明書の所有者に如何なる承継人もいない場合
- 証明書の所有者がキルギス特許庁に申請書を提出した場合

何人も、本条第1段落及び第2段落第4号に規定する理由に基づき、商品原産地名称の登録 及び商品原産地名称を使用する権利の証明書の付与に対して、審判委員会に異議申立をする ことができる。異議申立は、その受領日から4月以内に審査される。

審判委員会の決定に対しては、申立人は、受領日から6月以内に裁判所に上訴することができる。

# 第 XII 節 最終規定

# 第39条 手数料

商標の登録,商品原産地名称の登録及びそれを使用する権利の付与に関する法的に必須の行為を行うために、手数料を徴収する。手数料はキルギス特許庁に納付しなければならない。 手数料徴収の対象となる行為の一覧、金額及び納付条件並びに手数料納付の免除の基礎、減額及び払戻については、キルギス共和国政府がこれを定める。

手数料は、出願人、商標及び商品原産地名称の使用権証明書の所有者、又はそれらの者との 契約による他の法人若しくは自然人がキルギス特許庁に納付しなければならない。

通貨を含む手数料,サービス及び資料に係る支払の形でキルギス特許庁が受領した収入は、 キルギス特許庁により、技術提供、自動化システムの創設及び使用、特許情報資金の補充、 人員の訓練及び活性化のために使用される。

# 第40条 本法の施行に関する紛争の検討

本法の適用に関する紛争は、キルギス共和国の法令に定める規則に従って裁判所が検討する。 紛争には次に関するものが含まれる。

- (1) 商標に係る排他権
- (2) 商標のライセンス契約及び譲渡契約の締結及び実施
- (3) 商品原産地名称の不法使用
- (4) 第20条に従う商標及び商品原産地名称の不使用

審判委員会は、本法に従って、自己の権原に関する紛争を審理する。

#### 第41条 商標及び商品原産地名称の不法使用についての責任

類似の商品に関する商標又はそれと類似した周知商標若しくは標示に類似した商標若しくは標示,又は本法に抵触する商品に関する商品原産地名称を使用することは,キルギス共和国の法令に従って民事上,行政上又は刑事上の責任を伴う。

商標の不法使用に対する民事上の権利の保護は、侵害の停止又は生じた損失の回復と共に、次の手段によっても提供される。

- 被害者の事業上の名声を回復する目的での裁判所決定の公表
- 不法に使用された商標,又は製品若しくはその包装から混同を招く程それと類似した標示の除去,商標若しくは混同を招く程それと類似した標示の用意された表現の廃棄
- 商標が不法使用されていた商品の留置又は廃棄

キルギス共和国において登録されていない商標又は商品原産地名称に関して警告マークを使用する者は、キルギス共和国の法令に定められた規定に従って責任を有する。

登録された商品原産地名称又はそれに類似した標示を不法に使用する者は、商品原産地名称を使用する権利の証明書の所有者、公共組織、国家機関又は検察官の要求に基づいて、次のことをしなければならない。

- その使用を停止し、関係人すべてに生じた損失を賠償し、商品原産地名称の不法使用中に 得た利益のうち賠償された損失を超える金額を地方予算の収入として支払うこと
- 被害者の事業上の名声の回復のために、裁判所決定を公表すること
- 不法使用された商品原産地名称又は混同を招く程それと類似した標示を製品又はその包

装から除去し、又は商品原産地名称若しくは混同を招く程それと類似した標示の用意された 表現を廃棄すること

商品又はその包装からの商標及び商品原産地名称の除去,不法に使用された商標を含む商品の留置又は廃棄は,法により定める規定に従って商品の所有者の権利を保護するために,所有者の権利を遵守して行わなければならない。

# 第42条 外国の法人及び自然人の権利

外国の法人及び自然人は、キルギス共和国の法人及び自然人と同様に、又は相互主義に基づいて、本法及び商標及び商品原産地名称の法的保護に関する他の法令に規定される権利を享受する。

#### 第43条 国際協定

キルギス共和国が締結した国際協定が本法に含まれる以外の規則を定めている場合は,国際協定の規則が適用される。

# 第44条 本法の施行

商標,サービスマーク及び商品原産地名称に関するキルギス共和国の法律は、その公布の日から施行する。